

# すくも 市議会だより

第75号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

## 定例会の概要

第四回定例会は、平成二十六年十二月二日に開会し、十六日間の会期で十二月十七日に閉会しました。

市長から提出された議案は、専決処分議案一件、「平成二十六年一般会計補正予算」など予算議案十件、「宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」など条例議案五件、「指定管理者の指定について」などその他の議案六件の合計二十二議案で、審議の結果、いずれも原案どおり承認・可決されました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

### 補正予算

#### ◎一般会計(議案第二号)

今回の補正予算は、総額で二億九千九百七十六万四千円が増額補正され、累計で百二十億三千七百十八万五千円となりました。

#### (歳出の主なもの)

- 津波避難道整備工事費 …… 三千万円
- 宿毛西地区高台避難地整備工事費 …… 五千五百万円
- 人事院勧告等による人件費 …… 二千五百二十八万九千円

## 十二月定例会日程

17日	16日	15日	14日	13日	12日	11日	10日	9日	8日	7日	6日	5日	4日	3日	12月2日
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	(火)
(水)	(火)	(月)	(日)	(土)	(金)	(木)	(水)	(火)	(月)	(日)	(土)	(金)	(木)	(水)	本会議
本会議	休会	休会	休会	休会	休会	休会	本会議	本会議	本会議	休会	休会	休会	休会	休会	本会議
討論、表決、閉会	委員会審査	委員長報告、質疑	委員会審査	委員会審査	委員会審査	委員会審査	一般質問	一般質問	提案理由の説明	議案等精査	議案等精査	議案等精査	議案等精査	議案等精査	開会、議案上程

- 私立保育園運営委託料 …… 二千五百十八万二千元
- し尿処理施設の改修工事に対する幡多西部消防組合分担金 六百八十四万九千円
- 台風被害によるビニールハウスへの修繕費用の補助金 …… 百七十五万八千円
- 宿毛小学校物件移転補償調査委託料 …… 五百万円



# 条例

◎宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

児童福祉法の改正により、宿毛小学校及び山奈小学校で実施している放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、国の基準に準じ本条例を制定しようとするものです。

◎宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、母子及び寡婦福祉法施行令が改正され、父子家庭の場合のひとり親家庭医療費が明記されたので、本条例の一部を改正しようとするものです。

◎宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

健康保険法施行令の改正により、産科医療保障制度の掛け金の見直しに併せて、被保険者への出産育児一時金を一万四千円増額し四十万四千円とすることについて、本条例

の一部を改正しようとするものです。

## その他

◎指定管理者の指定について

神有・楠山・坂本の多目的集会所については、平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間、各地区を指定管理者と指定し、

宿毛市中央デイケアセンターについては社会福祉法人宿毛福祉会を、すくもサニーサイドパークについては一般社団法人宿毛市観光協会を、平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間、指定管理者として指定することについて、地方自治法第二四四条の規定により議会の議決を求めるものです。

## ▼ 請願・陳情 ▲

皆さんから提出された請願・陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件名	議決結果
請願 第5号	宿毛小学校の速やかな改築に関する請願について	不採択
陳情 第23号	中学生の音感教育の必修化による教育改革を求める陳情について	不採択
第24号	四国州議会設立による高度な政治的活性と効率化を求める陳情について	不採択
第25号	がん患者が自身のがん闘病体験を自由に語れる場を行政に求める陳情について	不採択
第26号	JAGグループの自己改革の実現に向けた意見書の提出について	継続審査

## (定例会)

## ▼ 提出された議案等 ▲

議案番号	件名	議決結果
第1号	専決処分した事件の承認について	承認
第2号	平成二十六年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第3号	平成二十六年度各特別会計（国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、学校給食事業、下水道事業、介護保険事業、後期高齢者医療）並びに水道事業会計補正予算について	原案可決
第11号	宿毛市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
第12号	宿毛市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決
第13号	宿毛市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第14号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
第15号	指定管理者の指定について	原案可決
第16号	指定管理者の指定について	原案可決
第17号	指定管理者の指定について	原案可決
第18号	指定管理者の指定について	原案可決
第19号	指定管理者の指定について	原案可決
第20号	指定管理者の指定について	原案可決
第21号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第22号	工事請負契約の変更について	原案可決

# 一

# 般

# 質

# 問

十二月定例会の一般質問は、八日及び九日の二日間に九人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



中平 富宏 議員

## 自転車に係る交通ルールについて

**問** 学校では子供たちに、どのような自転車に係る交通ルール指導をしているのか問う。

**答** 小学校において危機管理課職員や宿毛警察署交通課の協力のもと、主に小学校一年生を対象に交通安全教室が行われ、信号の守り方や横断歩道の渡り方など、ごく基本的な指導に限って行われているが、子供たちにとって複雑と思われるような交通ルールや

標識の種類などの指導は行っていない。

**問** 平成二十年六月一日施行の「改正道路交通法」により、六歳以上十三歳未満の児童・六歳未満の幼児・七十歳以上の高齢者が自転車で歩道を通行できることになり、平成二十五年十二月一日施行の改正により、路側帯であっても左側部分の路側帯を通行しなくてはならないことになったが、子供はもとより保護者もルールがよくわからないというのが実情だと思う。保護者とともにルールやマナーを知っていただく活動が必要ではないか問う。

**答** 今後、自転車のルールやマナーの講習会など、住民の皆様にも広く周知できるように危機管理課や宿毛警察署と連携

をした形で検討していきたい。

## 宿毛小学校改築及び 小中学校再編計画について

**問** 現在の宿毛小学校からグラウンドを除いたエリアに、隣接する土地を新たに買って宿毛小学校すべての施設をその中に建設することを決定しているのか問う。

**答** 建設位置については、用地を拡張した上で現敷地に建設することが現状では最善の方法であると判断している。

**問** どうしてこんなに慌てて、補正という形で一般財源の五百万円を使い、土地購入に向けた調査を行おうとしているのか問う。

**答** 今年度、耐震工事を実施したとはいえ、施設が老朽化していることに変わりはなく、安全性は高まっているが早期に改修が必要という認識は変わっていない。できることを早期に実施していかなければならぬので計上した。

**問** どの程度の規模の宿毛小

学校を建設しようとしているのか問う。

**答** 小深浦に小学校が建設され校区の見直しを行えば宿毛小学校の児童の減少も想定されるが現段階で明確に示すことは困難である。したがって、現在の規模と同等、もしくは若干縮小した規模だと考えている。



西郷 典生 議員

## 新小筑紫保育園の運営について

**問** 新保育園への進入路については、非常に道幅が狭く曲が

りくねっている。通園時の安全性や津波避難のことを考えると、早急に道路改良が必要であるが、市長の考えを問う。

**答** 進入路の整備については、必要な用地や財源の確保等、直ちに解決できない問題があるが、新保育園は災害時の地域の拠点避難所でもあり、避難経路としての役割、防災対策等も踏まえる中で、可能な財源の確保を念頭に検討してまいりたい。

**問** 乳児保育の実施と七時三十分からの受け入れについて、市長の考えを問う。

**答** 乳児保育については、必要とする保護者のニーズ、実情に応じ整備する方向で取り組んでいきたい。

受け入れについては、平成二十七年四月に子ども子育て支援新制度がスタートすることにより保育標準時間が十一時間となる。職員体制等の問題もあり全園での実施は困難であるが、保護者の就労時間等も加味しながら、七時三十分からの受け入れを実施する方向で検討してまいりたい。

## 国道321号線小筑紫の交通渋滞の解消について

**問** 国道321号における小筑紫市街地の現道認識について問う。

**答** 小筑紫市街地の現道については、歩行者等の危険性について十分認識している。

**問** 小筑紫バイパスの取り組みについて問う。

**答** 去る十二月一日に国道321号改良促進期成同盟会が県土木部長に建設促進に向けた要望を行った。その回答としては、現段階で明確な答弁はできないが、交通安全や南海トラフ地震時の緊急輸送道路の整備等の観点で事業を実施できないか検討していることである。これからのあらゆる機会をつかみ、早期の事業着手を要望してまいりたい。

## 地震津波対策について

**問** 津波避難路の整備状況に

ついて問う。

**答** 津波避難路については、本年度整備予定のものも含めると市内沿岸部を中心に七十七カ所が完成する。今後においても各地区からの要望について現地等を精査する中で必要と判断する箇所については引き続き整備してまいりたい。

**問** 空き家対策の国の法整備に伴い今後どのように空き家対策を推進していくのか問う。

**答** この空き家対策の推進に関する特別措置法に基づき、危険家屋等を特定空き家と認定することで、立入調査、助言、指導、監督、命令不履行による罰則規定、所有者等が特定できない場合の要件が明確化されると行政代執行などが可能となる。本市としても全庁挙げて空き家問題の解消に向け、早期に取り組んでまいりたい。



山戸 寛 議員

## 森林資源の活用について

**問** 木質バイオマス関連事業がいよいよ動き出す段階にまで来たが、木材の買い取り価格についてどのように把握しているか。

**答** 従来のパルプチップ用原木単価の約七割から八割増しの単価が示されており、決して見合わないものではないと認識しているが、今後も調整が進むものと考えている。

**問** 森林組合や林業事業者による原木供給とは別に、小規模な自伐林家やそのグループが活動を有利に行っていくために必要な手順や様式について問う。

**答** 森林の伐採を行うには、まず事前に届け出を行う必要がある。伐採届けに基づき、

合法性の確認できたものには、バイオマス材としての証明書が発行ができるように、市の取扱い規定を備えている。また、県の単独補助事業を活用すれば、個人でも、間伐や作業道の開設に必要な補助金を受けられるようになっていく。市としても積極的な活用を働きかけていきたい。

**問** もともと山林所有者ではないUターンやターンの若者による自伐型林業や森林伐採の請負といった形の新たな事業が考えられるが、市としてどのような協力や助言が可能なのか。

**答** バイオマス発電事業が行われる当地域にも、今後の自伐型林業の展開は大きく期待できるものがある。現在も小規模副業型林家育成のための県の技術研修制度や間伐等補助金制度はあるけれども、事業者と森林保有者をマッチングする仕組み作りが必要であり、県もその実現に向けて調整中であると聞いている。

**問** 広葉樹の活用について問う。  
**答** 短い周期での収穫が可能な広葉樹林は非常に大きな可

性能を持っている。単価の高いバイオマス材として利用するためには森林経営計画の策定が必要であり、今後は事業体と個人や小規模団体との共同計画も視野に入れ、針葉樹、広葉樹合わせて面的なまとまりをもった森林経営計画を進めていく必要があると考える。

## 宿毛小学校北側用地の取得について

**問** 萩原高台の取得が困難となった今、現在地の北側用地の拡大を図った上で、建て替えをする以外にはない。今回の取得には萩原高台のような境界不画定の問題は存在しない。土地所有者の協力が得られなかった場合には、用地問題でこれ以上の紛糾を避けるために強制的な手段に訴えるのかどうか。

**答** 強制執行は最終手段と考える。現時点においては、まだ個人の所有している土地に関して、強制執行ということについては考えていない。できる限り誠意を尽くしてご理解いただくよう努めていく。



高倉 真弓 議員

## 防災対策について

**問** 防災対策の進捗状況について問う。

**答** 昨年度、社会福祉センター、本年度中に高知はた農協宿毛支所に屋外階段を設置し、津波避難ビルとして指定する予定だ。さらに、主要な津波避難場所においては、防災備蓄倉庫を設置し、発電機や投光器、簡易トイレなどの資機材を配備するとともに、避難場

所や防災備蓄倉庫の設置場等を周知するため、十月には津波ハザードマップを全戸配布した。災害時の情報伝達手段として、沿岸地域を中心に整備している防災行政無線については、デジタル方式への移行に向けて基礎調査をしているところであり、来年度には整備方針を確定する予定だ。

**問** 災害時の通信手段の確保としてアマチュア無線の活用について問う。

**答** 非常時の通信手段として、活用が期待されるものと認識している。市内の実態調査をしていく中で、今後、検討していく。

**問** 緊急避難場所となる施設に、バリアフリーに配慮したトイレなど、各種災害用トイレを事前に整備しておくべきではないか問う。

**答** 大地震が発生した場合、水道が使用できないことを想定して、水を使用しないトイレ処理剤のセットを備蓄配備しているが、どの避難所も大勢の避難者で混乱することが想定されるので、備蓄や運営方法を検討していきたい。

**問** 学校での防災教育の現状について問う。

**答** 防災教育の取り組みとしては、避難訓練をはじめ、高知県の学校防災アドバイザー事業、派遣事業を活用した専門講師の招聘など、各校の立地状況や実情に応じて積極的に取り組みを進めている。

昨年度は、片島中学校において高知県実践的防災教育推進事業の指定を受け、生徒たちの防災知識の向上だけではなく、主体的に考える中で、自尊心の向上や、地域を愛する心の醸成といった、キャリア教育の分野においても大きな成果が見られた。この事業は、今年度は咸陽小学校が、来年度は小筑紫小学校で予定をされている。

防災教育の充実は非常に重要なことなので、継続的に続けていく。

## 本庁舎のトイレ機能の改善について

**問** 庁舎のトイレは、内外から利用できることや、車いす、オストメイト、おむつ交換など、多機能トイレにすべきではないかを問う。

**答** 現在の本庁舎の構造上、外につながる出入り口を設けることは困難ではあるが、バリアフリー化や利用しやすい庁舎づくりは、行政の責務と考えているので、今後もできる限り改善していきたいと考えている。



松浦 英夫 議員

## 保育園の防災対策について

**問** 咸陽保育園の高台移転に

ついで、適地確保の可能性は十分あるということであったが、その後の状況について問う。

**答** 子供たちの安全安心を第一に、一日も早い高台移転に向けて取組んでいく姿勢には変わりはない。財政を含めて慎重に協議を進め、適地としてふさわしい候補地を決定し確保していきたい。

**問** 市長の最大の責務は「何よりも市民の生命と財産を守る」ことである。

公立であれ、私立であれ、そこに通う子供たちは同じ宿毛市の子供であります。大島保育園の高台移転を含む防災対策について問う。

**答** 社会福祉法人が運営をする保育園であり、法人の意向は大変重要な指標となる。これまで、今後の方向性とか保育サービスの充実、防災対策について協議を重ねてきたが今後も、引き続き協議を重ね課題の解決に向けて対応していく。

## 老人福祉問題について

**問** 近隣の他の市や町では、敬老会の主催団体に補助金要項を策定しているが、宿毛市としても補助金を創設する考えはないか問う。

**答** 敬老会の実施状況にはばらつきがあり、敬老会活動に限定した補助制度の創設は考えていない。高齢者向け施策として「地域元気クラブ」等の事業を実施しており、今後これら既存事業を中心に、敬老意識の高揚と高齢者福祉の増進をより良い形で実施していきたい。

**問** オールドパワー文化展について、どのような認識をしているか問う。

**答** 六十歳以上の方々が、日頃の芸術活動の成果である作品の展示をいただくことで、地域文化の発展や交流が図られ、生涯学習に資する文化展であると認識している。

**問** 来年は記念すべき二十回の開催となる。記念品を考へてはどうか問う。

**答** 宿毛市美術展等においても出展者に参加賞を提供していないので、この文化展だけ

に提供することはいかがなものか考えている。

**問** 友好関係にある市町村との防災面や教育面だけではなく、文化活動の分野における、高齢者間の作品の交流を推進することも考えてはどうか。他の市町村の皆さんと作品の交換を通じて、お互いが励みにもなり交流の輪が広がるものと考えられるが教育長の所見を問う。

**答** 現在、兵庫県篠山市とは、市展に展示をした作品の交流を行っている。今後、高齢者の文化芸術活動についても、関係団体との協議をしながら、地域の文化や芸術の交流が進むよう今後も取組んでいきたい。



## 地方公会計制度における統一基準モデルについて



野々下 昌文 議員

**問** 現在、本市が導入している公会計制度は、総務省のどのモデルなのか、また、財務諸表をどのように財政に活用しているのか問う。

**答** 宿毛市が作成している公会計制度は、総務省方式改訂モデルである。また、財務諸表については、資金収支計算書から算出される経常的収支、公共資産整理収支など、性質の異なる歳計現金の増減を確認し、予算編成の参考にしている。

**問** 公会計制度における統一基準モデルの導入で何が変わるのか問う。

**答** これまでは、総務省改訂方式や、基準モデル方式など混在しており、全国での統一

した財務諸表の様式となっていなかったが、全国の自治体が統一基準モデルで財務諸表を作成することで、類似団体間での比較が可能になる。また、統一基準モデルでは、固定資産台帳整備が必須であり、各施設の資産状況や原価償却情報を的確に把握できる。

**問** 本市における固定資産台帳の整備状況について問う。

**答** 現在は、公共施設等の固定資産台帳は整備ができていない。平成二十七年より台帳整備を行い、平成二十八年度中の完成を目指す。

**問** 平成二十九年導入に向けての準備体制について問う。

**答** 固定資産台帳や公共施設等総合管理計画を整備するためには、庁内で財政係・管財係を中心に、関係各課との会議や話し合いを密にとり、計画を作成する中で、随時研修を行っていく。

## 第六期介護保険事業計画について

**問** 第六期の介護保険事業計

画策定と包括ケアシステムの構築計画について問う。

**答** 団塊の世代が後期高齢者となる平成三十七年の将来像を見据えながら、要介護状態となっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るように医療・介護・予防・生活支援・住まいを一体的に、かつ切れ目なく提供していく地域包括ケアシステムの実現に向け取り組む。

**問** その中で、在宅生活を継続していく上で必要となる医療と介護の連携、生活支援サービス体制の整備についても、本市の実情に応じた施策の方向性を定め、今後三年間で段階的な施策展開を図っていく。

**問** 本市の要支援事業から地域支援事業への移行と周知について問う。

**答** 全国一律の基準に基づくサービスから地域の実情に応じたサービスの提供が求められることになり、新しい総合事業へ移行が義務付けられることになる。サービス内容の変更や利用方法については、広報すくもやパンフレットによってお知らせする。



濱田 陸紀 議員

### 河戸堰の水門の電動化について

**問** 河戸堰より街区の三か所の水路に取水し、今ではメダカからフナ、ウナギ、鯉が水路で泳いでいるが、水利組合の管理者の方は大雨になると夜中でも水門を閉めるためのハンドルを操作しなければならず、操作を誤れば命の保証はない。こんな状況が年に五、六回はある。

**答** そこで水門管理者の危険をさけるため、遠隔操作での電動化が出来ないものか問う。

**答** 農業者の高齢化に伴い、市内でも幾つか要望を受けており、操作する方の安全の確保のため整備していく必要があると認識している。こういった要望に応えるために、国・県で六十五％を補助する農業基盤整備促進事業があるが、この事業は受益者負担金を伴うので、分担金の同意をいた

だければ、予算の要望をしていきたいと考えている。

### 河戸堰水路の漏水について

**問** 第一水門から第二水門の間が約十メートルあるが、その間に漏水している箇所が何か所かあり、このまま放置すれば堤防が決壊するおそれがある。第一水門と第二水門の間に矢板を打って補修できないか問う。

**答** 松田川は県管理河川であるので、幡多土木事務所へ現地調査を依頼する。これは早急に対応したい。

### 旧生野病院跡の建物の危険性について

**問** 市立武道館の斜め向かいにある旧生野病院跡が、放置された状態になって三十年近くになり、四階建ての屋上に二基の水槽が並んで設置されており、八月の台風時に一基が三階部分の屋上に落下し、二メートルぐらいの水槽が強い風時にはごろごろと転がっている状況である。近所に住む

人たちは、台風又は強風のたびに、いつ落ちるのかと恐怖に駆られている。旧生野病院の建物の所有者を割り出し、話をつけることは個人では不可能に近いことであるため、市の方で話をつけて水槽を除去し、付近住民に安心感を与えるべきではないか問う。

**答** 市としてこの状況をそのまま放置するわけにはいかないので、現状の危険回避のための方法を検討したい。

### 地震、津波の際の水の確保について

**問** 被災後の給水対策として浄水装置の設置を考えるべきではないか問う。

**答** 地震により万一、配水管等が破損した場合は、保有している給水タンクを車両等に乘せ、断水地区を巡回し配水を行う想定をしているが、道路が寸断された場合とか、さまざまな状況に対応していくために浄水器も給水手段のひとつとして検討してまいりたいと考えている。



浅木 敏 議員

### 介護保険について

**問** 安倍政権が強行成立させた医療介護総合法により、今後の介護行政・事業にも大きな影響が出る。要支援者の介護保険は、認定申請抑制やサービス打ち切りなど給付抑制をさせるべきではない。また、介護事業者を経営困難にし労働条件悪化となる介護報酬の六％引き下げは反対すべきだ。また、市民の多数は今の介護保険料でも支払困難

を訴えている。基金の活用や一般財源繰り入れで保険料を引き上げないよう求める。

**答** 新総合事業移行によって要支援状態の自立促進や、重度化予防の推進になり事業の効率化が図られ、介護保険制度の安定した継続運営につながる。介護認定は適正な申請手続きに努める。また、介護報酬の六%切り下げは今後の動向を見守る。介護保険料抑制は介護保険財政調整基金の取り崩しは検討するが、法定の負担割合を上回る一般会計からの繰り入れは考えていない。

## 子どもの貧困対策について

**問** 子どもの貧困とは暮らしの貧困が子どもに不利をもたらすことであり、子どもの心身発達や学力形成に大きな影響を与える。日本では子どもの貧困率が十六・三%へと悪化している。政府も「子どもの貧困対策促進法」を制定した。宿毛市としての今後の対策を問う。宿毛市でも子どもの医療費無料化に続き、学校給食費を無料化し子どもの貧困化改善に寄与すべきだ。

**答** 子どもの貧困について県や市町村別に公表された数値はないが、宿毛市でも家庭に経済的余裕がない子どもが多いと考えている。市としても関係部署を通じ家庭や子どもの状況把握に努め、子どもの貧困解消に取り組むが、今の時点で全世帯の給食費無料化は考えていない。

## 学校の再編と建築について

**問** 私は未来ある子どもの命を守ることを最優先に、学校や保育園は津波の来ない高台への移転を求めてきた。市長は現校舎付近への宿毛小学校建築を決定し関連予算を提出している。最も大切にすべきわが子を思う保護者の気持ちをどう汲み上げたのか。

**答** 九月議会以降、市民やPTAに市の考えを説明してきた。その中で納得できないとの意見も聞いたが、現在の提案場所以外に選択肢はないと判断した。

**問** 統合を諦め宿毛小学校単独建築の決断後、松田川小学校の保護者と話し合いを持ったか。

**答** 松田川小学校の保護者は、「浸水地への移転であれば統合に反対」だったので、宿毛小学校単独建築にした。松田川小学校の保護者には話していない。松田川小学校は今後も存続していく。



寺田 公一 議員

## 公民館の主催講座・教室への考え方について

**問** 今、公民館事業の中で、主催講座・教室が少なくなっている、そのことが、職員数

や貸館業務中心の事業にも反映されているのではないかと。

**答** 講座教室数としては、五つないし六つの開催となっているが、回数や内容、対象年齢など、少しでも充実した活動ができればと考えている。中央公民館の職員数は、市職員の全体の調整により、減員となっているが、生涯学習の拠点として、文教センター、中央公民館の活動を充実していくことは重要であると考えている。

## 市展の出席者の推移と今後の対応について

**問** 出席者が高齢化、固定化しているのではないかと、若返りを図っていく必要があるが、高校などと連携を図りながら裾野を広げていくことが必要ではないか。

**答** 年齢構成は把握していないが、出席回数が十回以上の方が、半数以上おり、固定化傾向にあると思っている。

一方、二十名以上の新たな出席者のある年もあり、ここ数年は、新人の出席も必ずあるが、今後も、各部門の運営

委員と協力しながら、高校への参加依頼を継続して取り組んでいくことや、中央公民館のサークル活動や、展覧会のPRをするなど、広報活動に取り組んでいく。

## 高齢化・過疎化社会への対応について

**問** 集落活動センターが必要とされる地域があると思うが、どのように把握しているのか、また、地域公共交通対策へ向けて今後の取り組みを問う。

**答** 県は市町村と連携して、地域住民が主体となって、生活、福祉、産業、防災など、様々な活動に取り組む集落活動センターの開設に支援を行っている。

本市においては、橋上地域において、本年度より地域おこし協力隊一名を導入し、開所に向けた準備をしている。この事業がモデルとなり、宿毛市全体が活性化するのはないかと考えている。

今後の地域公共交通については、それぞれの地域が抱える問題など様々な要因を踏まえて利用形態を検討していく必要がある、直接、地域住民

の声を聴きながら、宿毛市全体の地域公共交通のあり方を検討していきたい。

**問** あったかふれあいセンターの現状と今後の展望について問う。

**答** あったかふれあいセンターは、現在、沖の島と社会福祉センターの拠点施設と東部サテライト「なないろ」で開設している。

現在の三か所では市内全域をカバーできないのが現状であり、出張形式や訪問等を拡大していきたいと考えている。



## ● 議会を傍聴しませんか…

本会議の傍聴は、どなたでもできます。

次の定例会は3月上旬の予定です。詳しくは、

議会事務局までお問い合わせ下さい。(☎63-2907)

なお、委員会の傍聴をご希望の方は事前に議会事務局までお申し出下さい。



## ★ 会議録の閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。

詳しくは「会議録」をご覧ください。

十二月定例会の会議録は三月上旬にできる予定です。

市立坂本図書館及び各支所でご覧になれます。ご利用ください。

議会開会中は宿毛市のホームページとスワントレテレビで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。

## ★ 議会基本条例★

皆さまから寄せられた宿毛市議会基本条例案に対する意見の概要と議会基本条例調査特別委員会の考え方について、宿毛市議会ホームページに掲載いたしました。

なお、議会基本条例案の条項等に直接関係のないご意見については、割愛させていただきます。よろしくお願いいたします。



## 〈 編集後記 〉

新年あけましておめでとうございます。

本年が、希望と安心の宿毛市を創るための「一歩前進」の一年となるよう願っております。

アベノミクスの新たな矢と位置づけられる地方創生二法が成立し、本格的な地方経済の活性化、景気浮揚の取り組みがはじまる。地方創生とは地方自らが考え自立して実行できる政策とされる。そのためには創造力豊かな行政力、議員力が求められる。

私たち議員も残り少ない任期ですが、更なる研鑽を重ね議員力アップに努めてまいります。

今年が、市民の皆さまにとって幸多き一年でありますことを心からご祈念申し上げます。

### 〈 編集委員 〉

- 野々下 昌文
- 山上 庄一
- 松浦 英夫
- 寺田 公一
- 宮本 有二